

報告第18号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年11月30日提出

佐野市長 岡部正英

専決第14号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和2年7月22日に佐野市犬伏下町1771番地2で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和2年10月30日

佐野市長 岡部正英

1 損害賠償額 71,500円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金をブロック塀修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

群馬県太田市飯田町1385番地 千代田生命太田ビル1階

株式会社レオパレス21太田店

店長 太田宏世

専決第14号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和2年7月22日 午後6時30分頃 場所 佐野市犬伏下町1771番地2
3 発生時の状況	消防車両が犬伏下町1771番2地先の交差点を右折しようとしたところ、相手方が所有するアパートのブロック塀に接触した。
4 相手方	所在地 群馬県太田市飯田町1385番地 千代田生命 太田ビル1階 名称 株式会社レオパレス21太田店 代表者 店長 太田宏世
5 損害の内容 及び額	ブロック塀修繕費 71,500円
6 和解日	令和2年10月30日
7 略図	